

**筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群・線維筋痛症・
新型コロナウイルス後遺症などの障害福祉サービスの
利用に係る障害認定等に関する請願書**

2026 年 月 日

衆議院議長殿
参議院議長殿

紹介議員

印

請願者 氏名
住所 〒

(外 名)

一、請願趣旨

筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CF S）及び線維筋痛症は、病態解明にいたっておらず、症状の個人差も大きく、医学的知見も蓄積していないため、身体障害者手帳の交付や等級の認定においては、どの程度の身体機能の障害があるかやその障害が永続するかどうかの判断が容易ではないが、激しい倦怠（けんたい）感や全身の強い疼痛（とうつう）を伴って重症化すると寝たきりとなり、排せつに介助（おむつなど）を要するなど日常生活を自力で営むことが極めて困難となる場合もある。

また、近年では、新型コロナウイルス感染症の後遺症としてME／CF Sと極めて類似した重篤な病態（活動後の著しい症状悪化など）を呈し、生活機能が著しく損なわれる事例も増加しており年齢を問わず新たな生活困難者が生じていることも課題である。障害者総合支援法においては、身体障害者手帳を取得しておらずとも、難病患者など対象疾病に該当し、障害支援区分認定により必要性が認められた方については障害福祉サービスの給付の対象としている。しかし、筋痛性脳脊髄炎等は、診断基準等が確定しておらず、要件を満たすものではないため、現時点では、障害福祉サービスの給付の対象となる対象疾病ではない。これらの疾患は外見から分かりにくく客観的な検査数値に表れにくい特性を有していること、専門的知識を有する医師が限られていることなどから身体障害者手帳の取得や障害認定において困難が生じている実態がある。実際には寝たきりで排せつ介助を要するほど重篤な状態にあるにもかかわらず、障害等級が比較的軽度（例として身体障害者手帳五級など）に認定される場合が見受けられる例があるなど、生活実態と認定結果との間に乖離（かいり）が生じているとの指摘もある。

また、身体障害者手帳の申請に必要な診断書を作成できる医師が身近にいないといった事情により、重症患者であっても障害福祉サービスの申請自体が困難となる事例もある。こうした背景から、例えば病床にある患者である親が子どもに十分な生活支援を行えない状況や、患者の親である高齢の家族が衛生環境の維持に困難を抱える状況等が生じているとの声もある。こうした状況は家庭内での介護・養育負担の偏りを生むなど家庭生活の維持を困難にする要因となることが懸念されている。これらの課題を踏まえ、筋痛性脳脊髄炎等について、必要な障害福祉サービスに適切に繋がるよう、対象疾病や障害者手帳の認定基準の見直し等を行うために必要な医学的知見等の蓄積を図り、検討が進められることを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

二、請願事項

- 1、いわゆる筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CF S）・線維筋痛症・新型コロナウイルス後遺症などで重度の生活機能障害を有する者について、障害者手帳の交付申請に必要な医師の診断書及び意見書の記入例を都道府県や関係機関等に周知し、都道府県等において適切な認定が行われるよう支援すること。
- 2、上記疾患が制度上の疾病区分に明確に位置付けられ、診断に基づき速やかに障害福祉サービスの受給者証の交付につながるよう、難病患者など対象疾病や障害者手帳の認定基準の見直し等を行うために必要な医学的知見等の蓄積を図ること。

以上

**筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群・線維筋痛症・
新型コロナウイルス後遺症などの障害福祉サービスの
利用に係る障害認定等に関する請願書**

送付期限 2026 年 11 月 20 日（必着）

普通に安心した生活ができない難病の方々が「生きていてよかった」と思えるような生活に少しでも近づけるよう、社会的支援が行き渡ることを切に願い、次の事項を請願いたします。

【請願事項】

- 1、いわゆる筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CF S）・線維筋痛症・新型コロナウイルス後遺症などで重度の生活機能障害を有する者について、障害者手帳の交付申請に必要な医師の診断書及び意見書の記入例を都道府県や関係機関等に周知し、都道府県等において適切な認定が行われるよう支援すること。
- 2、上記疾患が制度上の疾病区分に明確に位置付けられ、診断に基づき速やかに障害福祉サービスの受給者証の交付につながるよう、難病患者など対象疾病や障害者手帳の認定基準の見直し等を行うために必要な医学的知見等の蓄積を図ること。

氏名	住所	印
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	

問い合わせ先：NPO 法人有明支縁会理事長 草野紀視子 info@tasukeaitai.org 090-2506-0813

【署名時の注意事項】

- ◎衆議院および参議院の両院に提出するため、2 枚にご署名ください。
- ◎ご住所は都道府県名を省略せず、番地まで必ずすべてご記入ください。
- ◎ご住所が前の欄の方と同じ場合でも、「〃」「同上」とせず、省略せずにすべてご記入ください。
- ◎ご署名は自署にて、この面の署名欄のみにご記入ください。代筆の場合は捺印が必要となります。
※身体的理由等により代筆される場合は、代筆者が記入し、ご本人の捺印（認印）をお願いいたします。
※いただいた署名は厳重に管理し、請願の目的以外には使用いたしません。

【送付する際の注意事項】

- ◎直筆でご記入いただいたものを郵送にてお送りください。コピーや FAX での送付は無効となります。
- ◎請願趣旨・事項をお読みいただき、2026 年 11 月 20 日（必着）までに署名欄のある片面だけをお送り下さい。

【送付先】 〒854-1122 長崎県諫早市飯盛町佐田 26-6 NPO 法人有明支縁会